

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、五色台鳥獣保護区の区域の指定変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和6年5月7日

香川県知事 池 田 豊 人

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和6年5月29日（水曜日） 午後2時から	香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県庁北館4階 大会議室

2 案件

五色台鳥獣保護区の変更（区域拡張）について

3 意見書の提出方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする区域の住民及び利害関係人は、令和6年5月7日（火曜日）から同月22日（水曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名及び職業を記載した意見書を香川県環境森林部みどり保全課に提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる意見書の提出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。